

回覧

内川区の皆様
上徳間区の皆様

令和6年 11 月 27 日

千 曲 市 長
(担当:都市計画課)

都市計画道路千曲線(整備済み区間)の都市計画変更に係る地元説明会の開催について

日頃より、市の都市計画行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、市では、市内を南北に縦断する都市計画道路千曲線(以下、(都)千曲線)について、千曲市合併以降、順次整備を進めてきました。このうち、皆様がお住いの内川地区や上徳間地区の区間については、既に整備が完了しており、地域幹線道路としてご利用をいただいております。

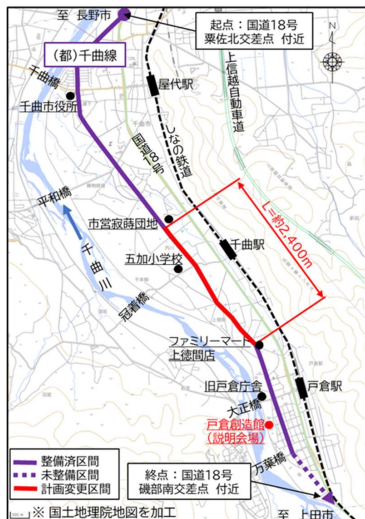
整備済みとなっている内川地区の旧市町境から上徳間信号の交差点付近までの区間については、関係者協議や沿線の皆さまのご協力で、整備時に(都)千曲線の歩道下に埴科幹線水路を設置することができたことにより、都市計画道路決定幅の 22m に対して、完成幅 16m で整備することができました。

これに伴い、決定されている都市計画道路幅を完成幅に合わせることにより、整備済道路の外側に残る都市計画上の規制を解消するために、(都)千曲線の計画変更を行います。また、(都)千曲線沿線に設定している沿道用途地域等の範囲についても併せて計画変更を行います。

上記の手続きを進めるにあたって、下記の通り、地元地区の皆さま向けに説明会を開催します。

記

- 1 日 時 令和6年12月 18 日(水)
【第1回】午後3時 00 分～【第2回】午後7時00分～ (それぞれ 30 分程度を予定)
※第1回・第2回とも同じ説明内容となります。都合のよい時間にご出席ください。
- 2 場 所 戸倉創造館 3 階会議室(所在地:千曲市大字戸倉 2305-1)
※ 駐車台数に限りがございますので、乗り合わせ等のご協力をお願いします。
- 3 その他 ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記担当者までお問い合わせください。



【都市計画の変更(決定)とは】

- ・都市計画決定とは、都市計画法に基づく一定の手続きにより、将来のまちづくりに必要な用途地域や道路などの都市施設の都市計画を変更(決定)することです。
- ・長野県で決定する場合と千曲市で決定する場合があります。なお、変更の手続きは地元の皆さまと合意形成を図りながら進めていきます。

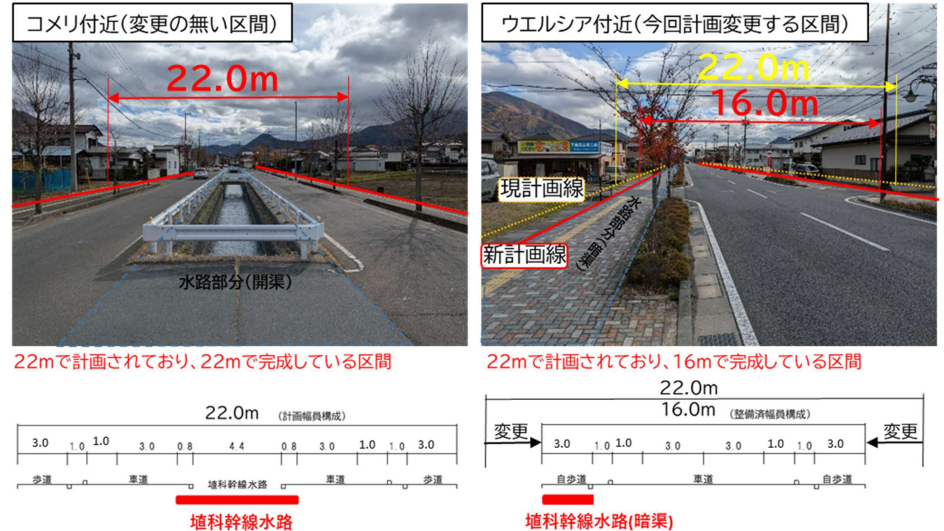
【今回の都市計画の変更について】

- ・(都)千曲線の変更については、現在決定されている計画を現況(完成)に合わせる変更であり、**新たに道路整備を行うものではありません。**
- ・沿道用途地域は、(都)千曲線の道路端から両側 25m 幅で設定されており、(都)千曲線の変更に伴った変更を行います。

○ (都)千曲線の変更(内川～上徳間区間・幅員変更) 【千曲市決定】

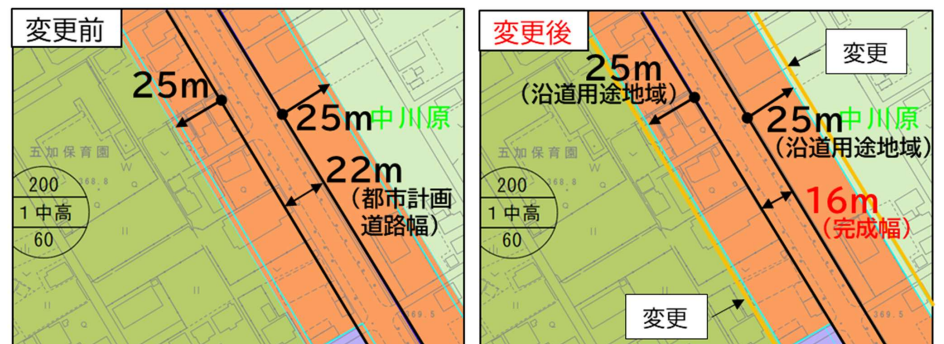
既に整備済の区間うち、都市計画道路幅 22m で計画されている区間(内川～上徳間、約 2,400m)について、経済合理性や効率化を図った結果、埴科幹線水路を暗渠により歩道部に設置する構造としたことから、都市計画道路幅 22m を、実際に整備された完成幅 16m に変更する都市計画の変更を行います。

※ 新たな道路整備を伴うものではなく、現状に合わせて計画を変更するものです



○ 用途地域の変更(内川～上徳間区間・沿道用途変更) 【千曲市決定】

(都)千曲線の都市計画道路幅を完成幅 16m に変更することに伴い、沿道用途地域の範囲(沿道 25m)の基準となる都市計画道路端の位置が変更となることから、変更後の都市計画道路端を基準として沿道用途地域界を変更し、合理的な土地利用を図ります。



※上記の図は変更箇所の一例となります

千曲市役所 建設部 都市計画課 計画係
(課長) 山本 (係長) 伊藤 (担当) 若林
〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
TEL 026-273-1111(代) (内線 3252)
FAX 026-273-1517
電子メール tosikei@city.chikuma.lg.jp